

## ○ 短期診療支援事業実施要綱

### 第1 事業の目的

医師の確保が難しい地域の医療機関に勤務する医師が学会に出席又は研修会への参加や休暇などのため短期間不在となる場合、その期間中の診療を行う医師（以下「支援医師」という。）を当該医療機関（以下「対象医療機関」という。）に紹介（派遣）することにより、医師の研修参加の促進など地域住民の診療確保を図る。

### 第2 対象医療機関

医師数（人口10万対）が全道平均を下回る市町村に所在する病院・診療所で、原則として公的医療機関とする。

### 第3 支援医師

- 1 北海道大学医学部、旭川医科大学、札幌医科大学に所属する医師とする。
- 2 財団に登録した医師（熟練ドクターバンクを含む。）（以下「登録医師」という。）する。
- 3 その他本診療支援事業に協力する医師とする。

### 第4 紹介の手続き

- 1 対象医療機関は、必要に応じ財団理事長へ支援医師の紹介を要請する。
- 2 財団理事長は、前第3の支援医師の所属機関又は登録医師等に支援を依頼する。
- 3 財団理事長は所属機関又は登録医師の報告に基づき、対象医療機関に支援医師の氏名、所属等を通知する。
- 4 対象医療機関は支援医師に連絡し、診療時間や到着時間等の打ち合わせを行う。

### 第5 支援に要する経費

- 1 医師に対する報酬・旅費など直接的な経費は、紹介を受けた対象医療機関の負担とする。
- 2 この事業に関わる経費のうち、前項の経費以外は財団の負担とする。

### 第6 その他

この要綱に定めのない事項は、対象医療機関及び医師の所属機関等とその都度協議して決定する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年9月13日から施行する。

## ○ 短期診療支援事業取扱要領

### 第1 目的

この要領は、短期診療支援事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、医師の短期診療支援の取扱に関する必要な事項を定める。

### 第2 紹介の依頼と通知

- 1 要綱第2の対象医療機関は別記様式1の「短期診療支援医師紹介依頼書」に別添の「医師支援依頼医療機関の現況」を添付して、診療支援を開始する日の属する月の2月前の初日に(学会出席の場合は4月前の初日までに)財団理事長に申し込むものとする。ただし、医師の傷病等で急遽支援を要する場合はこの限りでない。
- 2 財団は医師の所属機関からの報告や財団登録医師等と調整の上、別記様式2の「短期診療支援医師紹介書」により支援医師の氏名等を対象医療機関に通知するものとする。

### 第3 経 費

支援医師に対する報酬・旅費等の経費は、紹介を受けた対象医療機関の定めによるものとする。

### 第4 その他

この要領に定めのない運用上必要な事項は、対象医療機関及び医師の所属機関等とその都度協議して決定する。

#### 附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成16年9月13日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成26年6月20日から施行する。